

# 単元株式数の変更に関する公告

2017年10月1日

株主及び登録株式質権者 各位

東京都文京区関口二丁目3番3号  
ニチバン株式会社  
代表取締役社長 堀田 直人

当社は、2017年5月15日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、2017年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

なお、当社は、単元株式数の効力発生日である2017年10月1日をもって、当社普通株式につき2株を1株にする株式併合を行っております。

以 上

(ご参考)

上記に伴い、2017年9月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1,000株から100株に変更されております。

なお、株主及び登録株式質権者の皆様におかれましては、特段のお手続きは必要ございません。